株式会社親電工の最終処分場に係る地域の概要

1 申請の概要

- (1)申請者 住所 札幌市白石区東札幌2条5丁目2番26号親栄ビル3F 名称 株式会社親電工 代表取締役 田中 忠行
- (2) 申請年月日 令和5年(2023年) 1月11日
- (3)施設の設置場所 石狩郡当別町字高岡2570番1、2、3、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、4009番34、35、36(1工区)

石狩郡当別町字高岡2372番1、2431番1、3(2工区)

- (4) 施設の種類 施行令第7条第14号ロ (安定型最終処分場)
- (5) 処理する産業廃棄物の種類 がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴム くず。
- (6) 施設の処理方式 サンドイッチ方式
- (7) 施設の処理能力面積1 工区25,346㎡、2 工区9,872㎡、合計35,218㎡容積1 工区236,300㎡、2 工区70,400㎡、合計306,700㎡

2 申請地周辺の状況

(1) 地勢

申請地の地目は原野及び山林であり、都市計画法に該当しない。また、当該申請地は、申請者が 設置し、現在埋立中である安定型最終処分場に隣接している。

(2) 住宅の存在

申請地周辺500m以内に人家が1件あり、申請地北西約390mに位置する。

(3) 生活環境の状況

申請地周辺に水道水源はなく、最も近い水道水源は申請地から北東へ9.8km離れた石狩川水系当別川である。地下水については、申請地周辺500m以内の範囲において、営農雑用水としての利用がある。

廃棄物運搬車両は、主に町道高岡6号線及び町道高岡7号線を通り、取付道路を使用し最終処分場へ廃棄物を搬入する。

3 当該地域における廃棄物処理状況

(1) 周辺の処理施設

申請地に隣接して申請者の既存の中間処理施設(木くず、がれき類の破砕施設)と安定型最終処分場が設置されている。

(2) 廃棄物処理の動向

石狩管内において現在稼働中の安定型最終処分場は7箇所、安定型及び管理型最終処分場は3 箇所設置されている。このうち申請者の既存施設については安定型最終処分場1施設となっている。

4 当該申請に係る関係市町村及び住民の意見等

(1) 縦覧期間

令和5年(2023年)2月9日(木)~令和5年(2023年)3月8日(水)まで

(2) 市町村の意見

令和5年(2023年)3月22日(水)まで

(3) 利害関係者の意見

令和5年(2023年)3月22日(水)まで

5 申請者の廃棄物処理業の状況等

(1) 廃棄物処理業の許可取得状況

産業廃棄物処分業では、埋立及び破砕の許可を取得している。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している。

(2) 廃棄物処理施設の設置状況

申請者は、表2の最終処分場のほか、中間処理施設として木くずの破砕施設(平成14年9月2日届出)、がれき類の破砕施設(平成13年9月17日許可、平成13年12月11日許可、平成26年6月5日許可)を設置している。

(3) 申請者への立入検査

令和3年(2021年)9月29日に設置予定場所の現地確認を実施し、申請書記載どおりの現況であることを確認した。

(4) 申請者への不利益処分等の状況

処理業許可取得時より現在まで不利益処分は行われていない。

6 その他

(1) 関係市町村との協議状況

令和5年(2023年)1月6日、当別町及び高岡町内会と公害防止協定締結について協議し、公害 防止協定を締結済み。

(2) 他法令の規制

森林法(林地開発行為)について協議中。

大気汚染防止法(一般粉じん発生施設)、土壌汚染対策法(一定の規模以上の土地の形質変更届出書)、景観法(景観計画区域内行為届出書)については後日提出予定。

埋蔵文化保護法(埋蔵文化保護のための事前協議)について、事前協議済み。

水利権、地役権について協議済み。

河川協議中。